

# 「冤罪と誤判」 前坂俊之著 田畑書店 (1982年5月刊)

(このドキュメントは 1982年5月に「田畑書店」から出版したものです。

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、死刑冤罪事件が多発していたのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な冤罪のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

## 9. 公安医学の犯罪

冤罪の原因は一つではない。これまでみてきたように、警察の見込み捜査、別件逮捕、拷問から、検察官の証拠不開示、裁判官の独断と偏見、「疑わしきは罰す」という態度など、さまざまな要因が重なって冤罪が生まれる。

そのなかでも誤った鑑定による冤罪事件がこのところあいついで明らかにあり、再審開始になっている。弘前大学教授夫人殺し事件、米谷事件、財田川事件、松山事件、免田事件など……。

戦前の自白中心の捜査から、戦後は物的証拠が中心となり、「疑わしきは罰せず」の大原則が刑事訴訟法の理念になった。物的証拠が最優先され、科学的捜査や法医学の比重が高まった。

当然、法医学の学者、専門家による鑑定が事件を解く重要なカギを握った。裁判でも、白か黒かの論争になると、決め手は鑑定にかかってくる。いわば鑑定が有罪、無罪を分ける決定権を持つ。裁判イコール鑑定裁判の色彩が強くなっているのである。しかも、専門家や学者の判断なので間違いはない、という印象を誰もが持つ。被告、弁護士はもちろん、検事、裁判官も全面的に信頼する。これほど重要で、裁判を決定的に左右する鑑定には、それだからこそ思わぬ陥し穴がひそんでいる。

むずかしい法医学の鑑定だけに、裁判官も自分でその内容を十分吟味する知識を持ち合わせない場合がある。つい学者の権威に寄りかかってしまう。有名な学者や一流大学の教授という肩書きがつけば、なおさら無批判にその鑑定を信頼する。こうして、一度誤った鑑定が通ると、冤罪を晴らすのは至難の業となる。難解な内容と学問の権威で武装した鑑定を突きくずすのは容易でない。

誤った鑑定がどんなに恐ろしいか。これまでの再審事件をみると、まず誤った鑑定そのものの問題と、鑑定のもとになる証拠そのものが、警察によって偽造されたのではないかという疑惑に突き当たる。

いかに優秀な学者であっても、偽造されたニセの証拠からは真実の発見は不可能だ。鑑定をする側と、鑑定を依頼する警察の、いわば共謀ともいえる誤った鑑定のデッチあげを、実際の裁判のなかから見てみよう。

一九七七年（昭 52）三月、古畑種基氏の著書『法医学の話』（岩波新書）が突然、絶版になった。古畑氏はわが国の法医学の第一人者で東大教授、科学捜査研究所長、日本犯罪学会会長。文化勲章受賞、生存者として初の警察勲功章と、数々の栄誉に輝いている。

これより先の、つまり『法医学の話』が絶版になる前の、二月十五日、仙台

高裁が弘前大教授夫人殺し事件の再審請求で無罪判決を下した。この事件で犯人とされ、無実を泣いていた那須隆さんは、事件発生以来二十八年ぶりに、やっと濡れ衣を晴らしたのである。

弘前大教授夫人殺し事件は、多くの冤罪事件の中でも最悪といわれるほど、ひどいデッチあげであった。この事件は真犯人が名乗り出て、那須さんの無罪が晴れたという数少ないケース。いわば完全な無罪で、那須さんの無実は一点非の打ちどころもなく証明されたのである。

この典型的な冤罪事件で、有罪の唯一の根拠になったのが、「那須さんのシャツに付着した血痕は被害者のものと同じ血液で、その同一性の確率は九八・五%。ほぼ同一と断定して間違いない」と結論した古畑鑑定であった。裁判官はこの権威のお墨付きで、那須さんに懲役十五年の判決を下した。

ところが、再審請求で、この鑑定がいかにデタラメで根拠がなかったかが、つぎつぎに暴露され、古畑氏の権威は一举に地に墜ちたのである。古畑氏の『法医学の話』は法医学の入門書として評判がよく、版を重ねていた。同書の中で古畑氏は、この事件を回想して自らの鑑定を得々と語り、自慢していたのだ。岩波書店ではあわてて絶版にせざるをえなかった。

この弘前大教授夫人殺し事件をきっかけに、古畑鑑定のミスは、財田川事件、桧山事件と、つぎつぎに暴かれていく。古畑鑑定はなぜ誤っていたのか。それは単なる古畑氏個人の問題ではなく、法医学そのもののあり方、刑事裁判の根本にもかかわってくる問題である。

弘前大教授夫人殺し事件は一九四九年（昭 24）八月六日夜に起きた。青森県弘前市内で松永藤雄弘前大医学部教授夫人・すず子さん（当時三〇歳）が寝室でやすんでいるところを、海軍用の白い開襟シャツを着た若い男に襲われ、ノドを刺され、殺された。警察は、強盗、痴情、怨恨などの線で捜査をしたが、現場には犯人の凶器、遺留品、指紋などはまったく残されていなかった。

事件発生後十六日目。近所に住む那須隆さん（当時二七歳）が逮捕された。現場付近に血痕があり、これが那須さんの自宅の隣家にもついていたことや、那須さんのズック靴や開襟シャツに血痕らしいものがついていたのが疑われ、開襟シャツの血痕が被害者のものと同一だ、という古畑鑑定がキメ手となった。

那須さんは公判で表して否認した。一審では無罪になったが、検事控訴による二審で懲役十五年の有罪、一九五三年（昭 28）に最高裁で確定して服役した。那須さんは一九六三年（昭 38）に仮出獄した。それから、八年後の一九七一年（昭 46）「私が教授夫人殺しの真犯人だ」と滝谷福松さんが名乗り出た。那須さんは再審請求を起し無罪になった、というのが事件の概略だ。

この事件の過程で浮き彫りにされるのは、誤鑑定による冤罪の恐怖である。

その第一は、丸井清泰弘前大学長（当時）による精神鑑定である。警察は那須さんが犯行を否認すると丸井鑑定人に依頼して、「被疑者の本件犯行当時及び現在における精神状態」の鑑定を行った。その結果、那須さんは「変態性欲者」「精神分裂症」と決めつけられたのである。丸井鑑定人は那須さんを次のように分析した。

「表面柔和に見えながら、内心即ち無意識界に残忍性、サディズム的傾向を包蔵しており、相反性の性格的特徴を顕著に示す。精神の深層即ち無意識界には婦人に対する強い興味がうっ積していたものとみることができる」

「精神医学者、精神分析学者として鑑定人はすべての事実を各方面より、またあらゆる角度から考察し、被疑者は少なくとも心理的に見て、本件の真犯人であるとの確信に到達するに至った」

丸井鑑定人がこうまで自信たっぷりに那須さんを真犯人と確信するのは、よほどいろいろな角度から分析した結果と、誰もが思うであろう。ところが、丸井鑑定人は那須さんにわずか一度、それも十五分ほど面接しただけ。丸井鑑定人が本人に問いただしたのは、「日本の高い山、大きい川について述べよ」などという簡単な質問だけだった。あとは各証人、関係者の証言の片言隻句を独断と偏見で一方向的に解釈したものであった。

ほんのわずかな時間面接しただけで、無実かもしれない人間を「変態性欲者」「サディスト」「真犯人」と決めつける鑑定人とはいったい何者であろうか。

この丸井鑑定書を検察官はそのまま採用。起訴状のなかに「被告は異常性欲者であるが…」と記載した。犯人は最初から那須さんに間違いないと見込んで、あとはいろいろな証言の中から、それに合致すると思われる事実をつなぎ合わせて「変態性欲者」に仕立て上げた。そうして今度は逆に、だからやりかねないと犯人へと増幅、連結させていく。典型的なデッチあげの手口であり、その重要な役割を鑑定人が果たしたのである。鑑定が一步誤るといかに恐ろしい凶器になるかの一例である。

もう一つは、那須さんのズック靴と開襟シャツに血痕らしきものが付着していたが、古畑鑑定でズック靴の血液型は **B** 型で那須さんと同型、シャツは被害者と同じ **BMQ** 型とわかった。古畑鑑定は被害者の血液と「同一人の血液である確率は九八・五%で、実際上は同一人の血液である」と、那須犯人説に太鼓判を押したのである。

このシャツをめぐっていくつかの疑問がある。

那須さんは逮捕された時、この開襟シャツを着ており、警察の面前でこれを脱いで着替えて同行し警察から凶器を隠したとされているほど用心深い那須さんが、もし犯人ならなぜ返り血がついたシャツを平然と着ていたのか。なおこ

のシャツは、那須さんが他人からもらい受けた中古品だが、その時から胸のあたりに醤油がこぼれたようなシミがついていた。警察は当初、引田一雄教授（弘前医大）に血痕鑑定を依頼した。引田教授はシャツは左肩から胸にかけて灰色かかった、あせたような黒ずんだ色の斑痕が二、三点あったのを確認した。しかし、赤褐色ではなく、路上から採取した血痕の色調とは異なっていたという。

その後の鑑定の経過は次のように変遷している。

- 一九四九年八月六日 事件発生
- 八月二十二日 那須隆さん逮捕
- 八月二十四日 引田一雄教授が鑑定。シャツは引き上げられて鑑定できず。
- 九月十二日 国警科捜研の北豊、平場侃両氏が鑑定。シャツは一ヶ所、**B**型。
- 十月十九日 弘前市警・間山重雄氏と松木明同市公安委員（開業医）が鑑定。シャツは人血で**B・O**型。
- 一九五〇年九月二十日 古畑鑑定。赤褐色斑痕で**B、M、Q、E**型。犯人の可能性は九八・五%と断定。

引田教授が鑑定をしようとした欠先、警察は突然、鑑定物件を引き上げて、国警科学捜査研究所に持ち込んだのであるが、同研究所はシャツの一カ所だけに血痕墨があるとし、人血や型は資料不足で不明とした。結局、この斑痕では人血かどうかはわからず、血液型などとても判定できない、としたわけだ。

この段階までは血痕の色は、「醤油のようなシミ」「帯灰暗色」「褐色」という、色あせた不鮮明な色調であった。ところが、これが一年間も時間が経過したあと、色調がより鮮明に変化する。古畑氏が鑑定した時は「赤褐色」の斑痕になっていたのだ。通常なら、最初赤褐色だったものが、時間の経過によってだんだん色あせて「帯灰暗色」や「褐色」になる。それが逆になったのである。

しかも、鑑定の結果でも、最初は識別できないといわれたものが、**B、QD**型と、一層明瞭な鑑定が出てきた。当然、この血痕のミステリーは重大な疑惑にいきつくであろう。逆転無罪判決はズバリとこの点を指摘した。「押収された時のシャツの斑痕の色と、後に鑑定された時の色では歴然とした違いが認められる。押収された当時、血痕は付いていなかったのではないか、という推論に立てば、疑問は消える。」

つまり、警察によって血痕が付けられたのではないか、その疑いが極めて強い、というのである。

これだけではない。再審事件の審理の過程で、古畑鑑定の基礎でもあった松

木、間山鑑定の信憑性が大きく揺らいだ。

松木氏は弘前市公安委員。東大医学部法医学教室を出て、弘前市内で開業医をしていた。警察からの鑑定の依頼は多くあったが、それまで乾燥した血痕の鑑定はしたことがなかった。弘前大教授夫人殺しはその意味では松木氏に初めての鑑定だった。

警察は「時間がないので、とにかく一度テストする意味で鑑定してほしい」と依頼した。内部の資料として整えておく必要があるといい、「ハンコを押してほしい」と鑑定書を持ってきた。松木氏がそのままハンコをつくると、鑑定嘱託状にもとづいた形にしてほしいとも依頼した。また間山氏は弘前市警鑑識課に勤務してわずか三カ月という人物で、およそ正式の鑑定書などよべる代物ではない。法廷で松木氏は、このように自ら鑑定の信憑性を否定したのである。

再審では船尾忠孝（北里大医学部）、木村康（千葉大医学部）両教授が古畑鑑定を批判した。

船尾教授はシャツに付着していた程度のごく微量の血痕からは、古畑鑑定のようなMH式、Q式、E式などの四つの血液型を判定することは理論的に不可能である、とした。一方、木村教授は「タタミ表の血痕とシャツの血痕が同一人の血液に由来すると判断したことは、その思考過程ならびに確率の公式の適用に誤謬があるものと判断し、且つ血痕付着の時期については誤解を招く表現があり、これらを総合しても（古畑氏の）鑑定書は適正を欠く」との結論を下した。

木村教授は古畑氏の教え子の一人である。その木村教授は、古畑鑑定の内幕について次のように語っている。

「弘前大事件の鑑定については、内部では早くから誤与はないかとささやかれていたんですが、最高権威ともいえる方ですし……公然と批判する空気はなかった。私が再鑑定を依頼されたときも気が重かった。法医学の目的の一つは冤罪を晴らすことと考えて引き受けたわけですが、あちらこちらから間接的にヤメロという声が聞こえてきまして。窮屈でした」（『週刊朝日』一九七七年三月十八日号）

結局、権威への盲従、学閥や学界内で面と向かって批判するのを互いに避けようとする仲間意識などが互いにブレーキになり、誤った鑑定を生み、今度はその誤りをただせないという風土を形成しているのである。

それでも「確率九八・五%」「犯人と断定してよい」と自信いっぱいに断言した古畑鑑定も、真犯人の出現によって吹き飛んだ。法医学界の大御所・古畑氏の権威も、真犯人の前に一挙にそのデタラメさが暴露されたのである。

財田川事件でも弘前大教授夫人殺しとまったく同じパターンがみられた。

財田川事件は一九五〇年（昭 25）二月十八日、香川県三豊郡財田村で闇米ブローカーの老人が就寝中刃物で全身をメッタ突きにされて殺され、現金一万三千円ほどが強奪された事件である。被害者の全身二十九カ所を刺したという惨殺で、現場は血の海だった。

ところが犯人とされた谷口繁義さん（当時十九歳）の衣服には、まったく返り血がついていなかった。谷口さんの弟がはいていた国防色ズボンを警察が押収して、犯行当時、谷口さんが着ていたものとされ、これが唯一の物証になった。

この国防色ズボンには、微量の血痕が付着していた。遠藤中節教授（岡山大医学部）が鑑定した。「右足下半の……中央及び後面下端に人血痕あるも、微量で血液型を判定するに充分でないので判定しなかった」

血痕だが血液型は鑑定できないほどの微量というわけだ。検察側はあくまで谷口さんを犯人と見て、この血痕の再鑑定を古畑種基教授に依頼した。遠藤鑑定より約十カ月後の一九五一年（昭 26）六月六日、古畑鑑定は、血液型は O 型で被害者のものと一致するとの次のような結論を提出した。

「血痕の付着が微量であるので一つ一つについて検査することは困難であるから、これらを集めて血液型の検査を行った。血痕の付着量は極めて微量であるため、充分の検査をすることができなかったが、この血痕の血液型は O 型と判定される」

これが唯一の物証になり、谷口さんは一九五二年（昭 27）一月、高松地裁丸亀文部で死刑判決、一九五七年（昭 32）一月に最高裁で死刑が確定した。ここでも古畑鑑定の権威と絶対性が谷口さんの有罪の柱となった。

財田川事件でも、古畑鑑定は再度登場する。谷口さんが必死になって訴えた第二次再審請求の過程で、それがふたたび厚い壁となって立ちはだかったのである。

一九七一年（昭 46）国防色ズボンの再鑑定が古畑教授に依頼された。この時に弘前大教授夫人殺しと同じミステリーが起きる。古畑第二鑑定ではいう。

「右裾部の後側で、すでに前の鑑定のために切取ったと思われる部位に隣接したところに淡赤褐色の付着斑が認められました。そこで、その部位について人血検査を試みましたが、いずれも陽性の反応を示し、人血痕であることが明らかになり、血液型は O 型と判定されました」（一九七一年五月十日付、鑑定書）

この鑑定をじっくりと読み直してほしい。約二十年前に鑑定した際に切り取った部分の横に、淡赤褐色の血痕が認められたというのである。第一回目の鑑定では血痕が微量すぎて、ケシの実大三個など計四個を集めて、やっと O 型と判明した。前回、十分チェックしたはずなのに、今回新たに、かつて切り取っ

た部分の横から比較的新しい淡赤褐色の血痕が見つかった、というのである。なんとも常識を超えている。事件以来二十一年たっても赤味の残っている血痕があるとしたら、事件後すぐに見つかっているだろうし、新たに発見されたということは、その後に付着したという可能性が強いであろう。

一九七九年（昭54）八月七日、高松地裁は谷口さんに最新開始決定を下した。古畑鑑定のまともや敗北である。

この再審の過程で、弁護側が古畑鑑定の妥当性を問うために依頼したのが、弘前大教授夫人殺し事件と同じく船尾忠孝教授であった。船尾教授は、古畑鑑定のような「ケシの実大の斑痕ではもちろん、米粒大の斑痕でも、人血試験が限界で、血液型の採証学的判定は当時不可能である。微量血痕を集めての検査結果は、採証学的にはどうも適正妥当なものとはいえない」と結論した。

判決は船尾鑑定に軍配をあげ、古畑鑑定の「きわめて信用性に乏しい」として、しりぞけた。そして、新たに見つかった血痕は「なんらかの不明の理由で血痕が付着したのではないかとの疑いも払拭し切れず」と、警察・検察によって証拠が偽造されたのではないかと示唆した。

血液鑑定ではわが国で第一人者と自他ともに認めていた古畑氏は、このあと松山事件で三度敗れた。この事件も死刑再審事件である。古畑鑑定が唯一の物証の有罪を支えた鑑定で、弘前大教授夫人殺し、財田川事件と共通した内容である。

松山事件は「検察の証拠隠し」の項でもとりあげたが、一九五五年（昭30）十月十八日、宮城県志田郡松山町で起きた一家四人の殺人放火事件である。約二カ月後、斎藤幸夫さんが犯人として逮捕、起訴された。

斎藤さんの犯行と結びついた唯一の物証は布団の襟当てだった。これに数十カ所にわたって、複数の血痕が付着しており、被害者のものと同型というのだ。斎藤さんが犯行後、髪に返り血を浴びたまま寝たため、布団の襟当てに二次的に血痕が付着したというわけだ。これが唯一の物証とされ、血痕鑑定に古畑氏が登場した。

この襟当てをめぐる疑惑もこれまでと同じケースで、矛盾だらけである。

- ①襟当てに血痕が付着しながら、枕カバー、シーツ、掛布団にはまったく血痕がついていないのはどうしてなのか。
- ②布団を押収した時点で、宮城県警が撮影した写真には襟当ての血痕は一カ所しか写っていなかった。ところが、その後、数十カ所にも増えており、弁護団がネガの提出を要求すると、「ネガは紛失した」と警察は主張。その後も提出していない。

- ③仮に頭髪に血がついていたにしても、血は固まってしまい、襟当てに生の血痕が付着するような形ではつかない。弁護団も、毛髪に付いた血が別の衣類などに付着して血痕となることは可能かをテストして「不可能」という鑑定を得た。

第一審の仙台地裁古川支部がこれらの疑惑を解明するため委託したのが古畑教授であった。古畑鑑定は「〔血痕は〕この場合、あまりにも不規則でしかも、ほとんど襟当ての部分だけについているところから、具体的にどのような状況でついたものか明らかにすることは極めてむづかしい」としながら、強いて説明すると、血痕が或る物体、たとえば人の頭髪などにつき、それが二次的に触れたためできたものと考えられる」（一九五七年七月十七日付）とした。

この古畑鑑定で、斎藤さんは死刑判決を受け、一九六〇年（昭35）十一月、最高裁によって死刑が確定した。

それから十九年後の一九七九年（昭54）十二月六日、仙台地裁は斎藤さんに再審開始決定を下した。仙台地裁の判決は、古畑鑑定のいうように「斎藤さんの頭髪のみに返り血が付着し、約二時間後に就寝に際して使用した掛布団の襟当てに、二次的血液の付着によって多数の血痕斑が生じた」とすることには、「多大の疑問を生じさせる」と述べた。

また、古畑鑑定が襟当ての八十数カ所という血痕のどの血痕を検査し、特定したかを明記していないズサンぶりも、他の鑑定人によって批判された。

さらに、再審審理の過程で、宮城県警鑑識課・平塚静夫技官が証言に立って、重大な事実を暴露した。平塚技官は「八十数カ所も血痕があったとは夢にも思わなかった。掛布団か敷布団か記憶がはっきりしないが、押収された布団には血痕は見当らなかつた」と述べたのである。ネガに一カ所しか写っていない血痕がなぜ八十数カ所も増えたのか。この新証言と合わせて、またしても警察の証拠の偽造という重大な疑惑が浮かんでくるであろう。

以上、三件の再審事件をみると、その類似した手口に慄然としない人はいないだろう。そろってごくわずかの物的証拠しかない。すると、証拠を偽造する、鑑定人は証拠の偽造を見破らないで、むしろそれに協力する、という冤罪の構図が浮き上がってくる。

法医学は、もともと無実の人が冤罪の被害者にならないようにと願って生まれた学問である。中国の古い法医学書には『洗冤録』『平冤録』などという名前が付けられている。文字通り、冤罪をそそぐ学問であり、さらに一步進んで、一人も冤罪に泣く人を出さないという意味から『無冤録』とも名づけられた。

ところが、古畑氏は法医学を次のように定義した。

「われわれ学徒の中では、法医学は個人の冤罪を防ぐ学問である、個人の人権を守る学問と教えられておるのであります。しかしながら、そのほかにもっと大切なことは、社会の治安を守る、社会一般の人の安全を守るための医学である。あるいは、これを科学であると申してもよろしいのであります。公安を守る科学であると、こういうふうに申しておるのであります。今日、私どもの同僚たちは法医学のことを公安医学と申しております」（参議院法務委員会、一九五六年五月十一日）

古畑氏は、戦前、法医学は国家の安寧秩序を維持し、個人の医学ではなく、社会、国家のための「国家医学」との立場を表明していた。戦後はさらに「公安医学」として、個人の人権を守る以上のものとして認識しているのである。

このような、人権よりも公安という古畑氏の姿勢・体質が、弘前大、財田川、松山事件などの決定的な誤鑑定を生んだといえないだろうか。

その古畑氏が、法医学による科学的捜査や鑑定の充実によって誤判は避けられると主張しているのは、なんとも皮肉である。

「ぜひ、裁判の科学化ということをお願いしたいのであります。裁判の科学化が欠けておる。裁判の中にもう少し科学性を入れるということで、犯罪捜査でも、裁判も科学的にこれを判定するならばこの誤判は避けることができる。」

（同）

実際は誤判を避けるどころか、再三の誤判を生む直接の原因に古畑鑑定があったのである。

古畑氏は一九七五年（昭 50）五月に亡くなっており、自らの全面敗北、権威の失墜をまったく知らないが、知れば地下でどう思うことであろうか。

もともと、法医学は警察と切っても切れない関係にある。警察の協力なしには存在しないと言っても過言ではない。殺人や変死など、警察が捜査し、その遺体の解剖を地域の大学の法医学教室や嘱託医に持ち込む。警察があくまで主体で、法医学は受身である。

警察が協力を拒めば、法医学の専門家も実際の研究データが入手できない状態になる。そこに、必然的に、協力関係が生まれてくる。弘前大教授夫人殺し再審事件を担当した松坂清弁護士は、こうした法医学の体質をズバリとこう指摘する。

「だいたい、医学というのは人命を助けるためにあるのが医学だな。そこに法がついて法医学。ところがね、法医学会というのは、捜査警察と密接な関係があるわけね。そして、法医学がここまできたというのも、その警察当局から死体を与えられて、やってね。そして発展してきたわけさ。法医学者は立派なこ

とを言いますけどね。あれは捜査の協力者なんですよ。捜査の協力者だからね、やっているうちに、捜査当局に全面的に協力するという、やはり法医学会の体質があるわけだな」(『仙台弁護士会会報』一九七六年九月一日号)

東大教授、科学捜査研究所長という古畑氏は、わが国の法医学界のピラミッドの頂点に位置していた。その下には全国各地に同じような形の“古畑的”な人物がおり、鑑定にたずさわってきた。

戦後、起きた冤罪事件をみると、弁護士対検事という対立の図式とともに、もう一つの対立図式が浮かんでくる。鑑定人、法医学者同士の対立図式である。古畑氏と同じように、関西では、八海事件、仁保事件、徳島ラジオ商殺し事件など、「白か黒か」と騒がれた大事件には、きまって検察側の鑑定人として登場する人物がいる。これにたいして弁護側の鑑定人もほぼ同じ顔ぶれである。学閥ががっちり根をおろし、その一方の大家や権威が出てくると、正面から批判ができない構造が、古畑鑑定を生み、冤罪をはびこらせる。弁護人は適当な鑑定人を探し出して、鑑定をしてもらうのに大変な努力と時間がかかるという現状である。

古畑鑑定の崩壊。それは公安医学であってはならないという法医学にたいする警鐘である。法医学の原点である人権擁護、冤罪の被害者を救済するという本来の目的に、法医学者が日ざめかけたという証拠でもある。

科学の急速な発展のなかで、法医学が真の科学として独立し、発達してこそ、被告にも一般社会の犯罪防止にも両方に役立つ法医学となるであろう。

(つづく) <禁転載>©